

氷見市広報紙「広報ひみ」広告事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、氷見市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第5条第2項に基づき、氷見市広報紙「広報ひみ」（以下「広報ひみ」という。）への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 広報ひみに掲載する広告は、次のとおりとする。

- (1) 市内に事業所、営業所又は店舗等を有する者からの営業内容等の広告
- (2) 市内で開催されるイベント等を告知する広告
- (3) その他掲載する広告として適当であると市長が認める広告

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告を掲載する位置は、広報ひみ紙面中の各最下段とする。

2 広告を掲載する枠数は14枠までとする。

(広告の範囲等)

第4条 広報ひみに掲載する広告の範囲は、市行政の公共性、品位及び信頼性を損なう恐れがなく、かつ、市民に不利益を与えないものであって、その内容が要綱第3条に定めるもの及び次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等で製造、販売等が禁止されている商品、許可等を受けていない商品、粗悪品その他掲載することが不適当と認められる商品又はサービスを提供するもの
- (2) 他の者を誹謗し、中傷し若しくは排斥するもの又はその恐れのあるもの
- (3) 公の選挙運動に該当するもの又はその恐れのあるもの
- (4) 意見広告（社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの）
- (5) 社員等を募集するもの
- (6) 第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害するもの又はその恐れのあるもの
- (7) 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので、利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はその恐れのあるもの
- (8) 消費者の利益又は公正な競争の確保を妨げる恐れのある次の表示（以下「不当表示」という。）を含む広告（不当表示に該当するか否かを判断するための合理的な根拠を示す資料の提出を求めた場合において、提出がない場合には不当表示とみなすこととする。）

ア 実際よりも、又は他の事業者のものよりも著しく優良又は有利であるかのように消費者を誤認させる表示

イ その他消費者を誤認させる恐れのある表示として法令等において禁止されているもの

(9) 射幸心をあおるもの

(広告の規格、掲載料等)

第5条 広告の規格等は、次のとおりとする。

規 格	掲載料（消費税及び地方消費税を含む。）
1種(1枠) 縦4.8cm×横8.8cm	12,000円
2種(2枠) 縦4.8cm×横18cm	24,000円

- 2 広告は、青と黒の2色刷りとする。
- 3 広告を切り取って利用する形式のものは不可とする。
- 4 広告は、閲覧者に不快感を与えないものでなければならない。

(広告の募集期間)

第6条 広告の募集期間は隨時とし、広報ひみその他の方法で募集するものとする。ただし、広告の掲載を希望する月号の前々月25日までに（25日が土・日曜日及び祝日の場合は、26日以降の最初の平日とする。）、募集要項に定めた添付書類とあわせて申し込みを行うものとする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでないものとする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は1か月単位とする。ただし、申し込む者が希望する場合は、12か月を超えない範囲で複数月とすることができる。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告主（要綱第8条に規定する広告主をいう。以下同じ。）は、前項の規定による広告掲載料を、原則として広告を掲載した広報ひみの発行月の末日までに（末日が金融機関の営業日でない場合は、それ以降の最初の営業日とする。）、市が発行する納入通知書により一括納付するものとする。ただし、複数月の掲載を希望した場合において、市長が特に認める者については、その広告掲載料を分納できるものとする。

(原稿の提出)

第9条 広告主は、広告掲載を希望する月号の前々月25日までに（25日が土・日曜日及び祝日の場合は、26日以降の最初の平日とする。）、市が指定した方法により企画政策部秘書広報課へ提出するものとする。

- 2 広告原稿は、原則として電子データで作成されたものとし、作成及び提出に要する経

費は、広告主が負担するものとする。

3 市は、提出された原稿の内容が、第4条又は第5条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告の変更)

第10条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、広告の内容を月単位で変更することができます。

2 前条の規定は、前項の規定により広告を変更する場合に準用する。

(協議)

第11条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市と広告主双方が誠意を持って協議し、解決するものとする。

附 則（平成20年4月1日決裁）

(施行期日)

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月28日決裁）

(施行期日)

1 この要領は、平成21年4月28日から施行する。

附 則（平成22年3月10日決裁）

(施行期日)

1 この要領は、平成22年3月25日から施行する。

附 則（平成30年8月31日決裁）

(施行期日)

1 この要領は、平成30年9月1日から施行する。

附 則（令和2年3月4日決裁）

(施行期日)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月1日決裁）

(施行期日)

1 この要領は、令和3年10月1日から施行する。